

令和8年度 薬物乱用防止対策体系表

予算額 単位(千円)
斜線は県実施主体なし
-は予算措置なし
※は総額予算の一部を使用しており単独で金額を出すことが不可能なもの

R6年度 R7年度 R8年度
予算額 予算額 予算額 部 課室 推進会議としての
実施主体

目標1 青少年薬物乱用防止対策の強化

(1) 学校等における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化
ア 小・中学校への啓発

・薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)	-	-	-	教育委員会	体育保健課	(医、薬、体保、生指、市教、警、保医、保、指導員)
	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	
	※	※	※	警察本部	少年課	
	-	-	-	保健医療	薬務課	
・校内研修の実施	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	(義務、市教)
・中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査				-	-	(市教)

イ 高等学校への啓発

・薬物乱用防止教室の推進	-	-	-	教育委員会	体育保健課	(近麻、医、薬、体保、生指、市教、警、保医、保、指導員)
	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	
	※	※	※	警察本部	少年課	
	-	-	-	保健医療	薬務課	
・校内研修の実施	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	(生指、市教)

ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発

・薬物乱用防止啓発資材の配布	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(近麻、警、保医、保、指導員、県生)
	-	-	-	保健医療	薬務課	
・大学生等への薬物乱用防止講習会の実施	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(近麻、警、保医、保、指導員)
	-	-	-	保健医療	薬務課	
・大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施				-	-	(近麻、薬)
・大学生等を対象とした、薬物を含む依存症にかかる啓発の実施	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)

エ 教職員等の資質向上

・薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、各校の実践例の共有(ワークショップを通して)】、学校保健に関する研修	※	※	※	教育委員会	体育保健課	(近麻、体保)
・生徒指導担当教員等への研修	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	(生指、市教)
・地区別生徒指導研究協議会の研修	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	(生指)
・県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指	-	-	-	教育委員会	生徒指導課	(生指)
・学校保健主事・担当者研究協議大会、県立学校保健部長会の研修、新規採用養護教諭研修、養護教諭経験者研修	※	※	※	教育委員会	体育保健課	(近麻、体保)

オ 医薬品の適正使用の推進

・学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室				-	-	(薬)
・タバコをゲートウエイドラッグと位置付け、禁煙委員会が禁煙教室を開催				-	-	(薬)

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進

・職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示				-	-	(労)
・自動車教習所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示	※	※	※	保健医療	薬務課	(保医)
・駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施	-	-	-	保健医療	薬務課	(医、薬、保医、保、指導員)
・SNSを利用した啓発の実施	1,160	988	930	保健医療	薬務課	(保医)

(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成

・薬物乱用防止指導員の設置	200	200	200	保健医療	薬務課	(保医)
・薬物乱用防止指導員協議会への助成	1,053	1,053	1,053	保健医療	薬務課	(保医)
・薬物乱用防止指導員拡充事業	-	-	-	保健医療	薬務課	(保医)
・麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成	-	-	-	保健医療	薬務課	(保医、保、指導員、麻地)
・「青少年育成スクラム会議」の開催	109	92	92	県民生活	男女青少年課	(県生)
・青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用	※	※	※	県民生活	男女青少年課	(県生)
・青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明	-	-	-	県民生活	男女青少年課	(県生)
・補導活動の実施				-	-	(市教、県生)

	R6年度 予算額	R7年度 予算額	R8年度 予算額	部	課室	推進会議としての 実施主体
(4) 広報啓発活動の強化						
・自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発				—	—	(運輸)
・薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開	—	—	—	保健医療	薬務課	(保医、保)
・「大人が変わればこどもも変わる」キャンペーンの実施	9	9	9	県民生活	男女青少年課	(県生)
・公共施設への啓発資材配布等の充実・強化	—	—	—	保健医療	薬務課	(保医、保)
・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の展開	—	—	—	保健医療	薬務課	(医、薬、保医、保、指導員)
・薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進				—	—	(薬)
・地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実	—	—	—	保健医療	薬務課	(医、薬、保医、保、指導員)
・SNS等を活用した、薬物を含む依存症の啓発や、ポータルサイトの開設	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)
・自助グループ等民間団体が行う研修、セミナー等啓発活動に対する補助	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)
・ショッピングモールやイベント会場での啓発動画の放映	1,441	491	491	保健医療	薬務課	(保医)
・薬局、ドラッグストア等でのオーバードーズに関する啓発	—	—	200	保健医療	薬務課	(保医)
(5) 関係機関等による相談体制の充実						
・薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保医、精保、保)
	※	※	※	警察本部	少年課	
	—	—	—	保健医療	薬務課	
・自助グループ等民間団体が行う相談活動やミーティング等に対する補助	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)
(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化						
・あらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施	—	—	—	教育委員会	体育保健課	(医、薬、体保、生指、市教、警、保、指導員、麻地、県生、近麻、運輸、精保、保医)
	—	—	—	教育委員会	生徒指導課	
	—	—	—	教育委員会	生徒指導課	
	—	—	—	県民生活	男女青少年課	
	※	※	※	保健医療	薬務課	
目標2 再乱用防止対策の強化						
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実						
・医療体制の確保				—	—	(こ)
・薬物に関する専門研修にかかる情報提供	—	—	—	保健医療	薬務課	(保医、福)
・夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)
・薬物依存症にかかる治療拠点機関、専門医療機関の選定及び、薬物依存症患者への支援や回復に向けた関係機関との連携方策や支援体制の強化を図るための支援者研修を実施	1,281	1,281	1,321	福祉	障害福祉課	(福)
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化						
・覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実				—	—	(刑、拘)
・麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施	—	—	—	保健医療	薬務課	(近麻、保医)
・薬物乱用少年に対する相談等	※	※	※	警察本部	少年課	(警、近麻、保医、保、福)
	—	—	—	保健医療	薬務課	
・一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化				—	—	(保観)
・薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化	※	※	※	福祉	障害福祉課	(保観、福)
・薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる				—	—	(保観)
・初犯の薬物事犯者やその家族等に対する薬物再乱用防止教育事業への参加の教示	—	—	—	警察本部	薬物銃器対策課	(警)
・薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保医、精保、保、福)
	—	—	—	保健医療	薬務課	
・薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる				—	—	(刑、拘)
・保護観察処分のつかない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施				—	—	(近麻)
・ひょうご・こうべ依存症対策センターを精神保健福祉センター内に設置し、依存症にかかる相談に応じる	※	※	※	福祉	障害福祉課	(福)
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実						
・医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導	203	199	199	保健医療	薬務課	(保医、精保)
・精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施				—	—	(保観)
・薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)	—	—	—	保健医療	薬務課	(警、近麻、保医、精保、保)
・依存症患者の家族に対し、専門医師や自助グループ等を講師とする学習会等を実施	460	514	536	福祉	障害福祉課	(福)

		R6年度 予算額	R7年度 予算額	R8年度 予算額	部	課室	推進会議としての 実施主体
(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化							
・ 薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ	※	※	※	警察本部	少年課	(警)	
・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した 処遇				—	—	(保観)	
目標3 取締の強化							
(1) 組織犯罪対策の推進							
・ 薬物犯罪組織の壊滅	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)	
・ 暴力団等による密輸・密売の取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)	
・ 上部被疑者への突き上げ捜査の徹底	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)	
・ 組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)	
(2) 犯罪収益対策の推進							
・ 麻薬特例法等を活用した捜査の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、海保)	
・ 犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)	
(3) 巧妙化する密売方法への対応							
・ 取締用装備、資器材等の拡充	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)	
・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)	
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底							
・ 薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査 の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻)	
・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の 総点検活動	—	—	—	警察本部	少年課	(警、近麻)	
(5) 正規流通の指導監督の徹底							
・ シンナー等取扱事業場に対する監督指導による労働者 の健康障害の予防				—	—	(労)	
・ 麻薬等取扱施設への立入検査	※	※	※	保健医療	薬務課	(近麻、保医)	
・ 向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携 強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(医、薬、警、近 麻、保医、保)	
・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会	—	—	—	保健医療	薬務課		
・ 毒物劇物営業者に対する立入検査	※	※	※	保健医療	薬務課	(医、薬、保医)	
・ 毒物劇物営業者に対する立入検査	※	※	※	保健医療	薬務課	(保医、保)	
(6) 関係機関の連携強化							
・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営	—	—	—	保健医療	薬務課	(保医)	
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化							
・ 大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保 医、保他)	
	—	—	—	警察本部	少年課		
	—	—	—	保健医療	薬務課		
・ 乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保 医、保他)	
	—	—	—	警察本部	少年課		
	—	—	—	保健医療	薬務課		
・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保 医、保)	
	1,679	1,666	2,311	保健医療	薬務課		
・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜 営業飲食店等の実態把握と取締り	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、近麻、保医)	
	※	※	※	保健医療	薬務課		
・ 危険ドラッグの買上、検査	—	—	—	保健医療	薬務課	(近麻、保医)	
目標4 密輸対策の強化							
(1) 密輸に関する情報収集の強化							
・ 街頭キャンペーン等を通じて、広く一般県民に広報し、密 輸に関する情報提供の呼びかけ	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、税、海保)	
・ 民間との協力関係構築による情報収集の強化				—	—	(税、海保)	
(2) 密輸取締体制等の強化・充実							
・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒				—	—	(海保)	
・ 関係機関との積極的な情報交換及び合同取締りを通じた 密輸取締体制の強化				—	—	(税)	
・ 神戸海上保安部では関係機関との情報交換を行い、密 輸取締体制等の強化を推進				—	—	(海保)	
・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、 検査対象を絞った重点的な取締りの実施				—	—	(税)	
・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を 活用した密輸取締り				—	—	(税)	
(3) 更なる密輸ルートの解明と海空路による密輸への対応の充実強化							
・ 関係取締機関との更なる連携強化	※	※	※	警察本部	薬物銃器対策課	(警、税、海保)	

推進会議としての実施主体の「刑」は神戸刑務所、「拘」は神戸拘置所、「税」は神戸税関、「海保」は神戸海上保安部、「保観」は保護観察所、「労」は兵庫労働局、「運輸」は神戸運輸監理部兵庫陸運部、「近麻」は近畿厚生局麻薬取締部、「警」は警察、「保」は保健所設置市、「市教」は神戸市教育委員会、「医」は県医師会、「薬」は県薬剤師会、「指導員」は兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は麻薬対策地区協議会、「保医」は県保健医療部、「福」は県福祉部、「こ」は県立こころの医療センター、「精保」は県精神保健福祉センター、「体保」は県教育委員会体育保健課、「生指」は県教育委員会生徒指導課、と記載している。